

CITES 優先課題

ラミンと第13回ワシントン条約締約国会議（タイ、バンコク）

トラフィックによる背景説明

2004年8月

第13回ワシントン条約締約国会議

(CoP13)で、

締約国はラミン

(*Gonystylus* spp. ゴ

ニスティルス属)を

附属書IIに掲載する

提案について

話し合う予定である。

ラミンの違法伐採と

取引の適法性について

の懸念が国際的に深刻

になったため、

この貴重なアジア産木

材種を附属書IIに掲載

することで国際取引

の規制を強化するねら

いである。

ラミン (*Gonystylus* spp. ゴニスティルス属) は熱帯産の硬材で、ドアや家具、小型の額縁、ビリヤードのキュー、ブラインド、ベビーベッドなどの製造に使われる。東南アジアと太平洋の全域、ニコバル諸島からソロモン諸島、フィジー諸島まで分布するが、最大の輸出国はインドネシアとマレーシアである。ゴニスティルス属は約30種に分類され、商業的な価値があるのはそのうち6種、もっとも多く利用されるのは *G. boncanus* である。

IUCN はゴニスティルス属 15種 (*G. boncanus* を含む) を危急種 (VU) に指定し、2000年からIUCNのレッドリストに掲載している。生息地の消失と劣化および伐採が原因で数が減少しており、大部分の減少は泥炭湿地林で起きている。これらの脅威は、ラミン材のなかでももっとも重要な *G. boncanus* で特に深刻である。

生産量と取引量

1970年代には毎年150万m³以上のラミンが伐採されていたが、近年は木材生産量が激減し、2000年の生産量がマレーシアで137,512m³、インドネシアで131,307m³という事実からも、ラミンの保全状態の悪化がうかがわれる。マレーシア産ラミンの大部分はマレーシア半島とサラワクから供給され、またインドネシア産のラミンは、主にカリマンタンとスマトラの泥炭湿地林で伐採されている。

ラミン用材 (sawn timber) の主な輸入国は中国、香港、ドイツ、イタリア、日本、シンガポール、台湾などである。例えば2001年マレーシアのラミン用材 (sawn timber) 輸出量をみると、これら7カ国が全体量の90%以上を占める (表1)。ラミン加工品の主な輸入国は欧州連合の国々で、例えばインドネシアは主にイタリアへ輸出している (表2)。

違法な伐採と取引

インドネシアでは、保護地域の外に残る泥炭湿地原生林の面積が縮小したことで、ラミンを違法に伐採するために国立公園へ侵入する事例が、この10年間に頻りに報告されるようになった。また、シンガポールやマレーシアを経由し、違法伐採



表 1.
仕向け国別のマレーシアからのラ
ミン (sawn timber) の輸出量,
2001 年 (8 月 ~ 12 月)

国	量 (m ³)
香港	10,753
イタリア	8,429
中国	6,226
シンガポール	4,832
日本	3,978
ドイツ	1,288
台湾	1,194
他	3,585
総計	39,285

出典: UNEP-WCMC CITES Trade Database (Comparative Tabulations).

表 2.
インドネシアからヨーロッパ向
けのラミンの輸出量 (m³)
(mouldings, dowels, f-
jointed timber and doors),
2002 年

国	量 (m ³)
イタリア	1,716
UK	430
オーストリア	231
スペイン	218
オランダ	216
デンマーク	90
ドイツ	80
総計	2,980

出典: CITES Management Authority of Indonesia.

ラミンの密輸といわゆる「ロンダリング」がおこなわれている疑いもあった。その後、両国で摘発がおこなわれ、ラミンの違法取引が確認された。

2001 年、違法伐採の蔓延を憂慮したインドネシアは、ラミンをワシントン条約の附属書 III に掲載し、その注釈に丸太、製材、ベニヤ、およびあらゆる加工品を対象とすることが明記された。この結果、インドネシアからのラミンの輸出は全面的に禁止された。唯一の例外はスマトラ島リアウにある伐採権で、ここはインドネシア国内の認証制度である Lembaga Ekolabel Indonesia (LEI) と森林管理協議会 (FSC) の認証を受けていた。P.T. Diamond Raya が運営するこの伐採権は、現在、インドネシアとの合法的ラミン取引の唯一の供給源であり、年間伐採許可量に従い加工品の量が制限されている。

マレーシアは注釈の使用に反対し、丸太と製材を除く部分および派生物の掲載について留保している。マレーシアが留保する理由の1つは、ジェルトンやゴムノキなど、色や質が似ている他の木材とラミンを識別しにくいという点である。

だが、ラミン材はゴムノキの10倍もの市場価値があるため、ほとんどの取引業者はそれらを容易に見分けられるという点を指摘したい。さらに、ジェルトンはラミンよりもはるかにきめが細かく、単純な拡大鏡を使うだけで、それら2種の木材は非常に簡単に見分けられる。税関係官は既存の識別ガイドと単純な拡大鏡を使って木材の構造を調べ、ラミンと他の樹種を見分けられるはずである。

だが、ラミンの非持続的な採取と取引を減らすために、このような対策を講じたにもかかわらず、違法行為はいまだに続いている。米国、英国、カナダ、シンガポール、香港、イタリアなどの輸入国で押収事件が起きた。例えば米国での最大級の事件として、ラミン製ビリヤードキューが押収された例では、883,000本のラミン製品が押収され、国境警備局と米国警察庁に保管された。英国では、2002年3月に、234,000ドル以上に相当するラミン製額縁が押収された。

違法伐採ラミンが、マレーシアやシンガポールを經由し、いまだに世界市場に回っていることは明らかである。附属書IIIへの掲載により、取引の透明性が大幅に向上し、一部の違法取引対策には効果があった。しかし、取引規制の効果をさらに引き上げ、地域と全世界の輸入国における協力と調整を強化するには、より一層の対策が必要とされた。

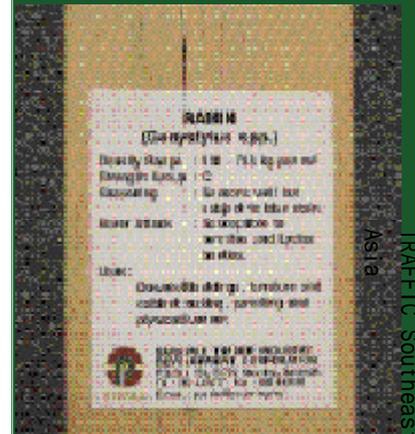
見落としと弱点

トラフィックサウスイーストアジアによる調査に加え、インドネシア、マレーシア、シンガポールの関係者による一連の国内・国際ワークショップで、国際取引を取り締まる法律と制度で見落としした点や弱点への対策が検討された。特に重要な案件は、木材の移動の追跡（流通過程の管理）、原産国の確認、条約適用前の在庫、備蓄品、種ごとの出荷申告書の義務づけ、類似品、その他の実施上の問題点である。CITES 附属書への種の掲載状況にかかわらず、これらの問題は国内および国際レベルで解決する必要がある。

インドネシアでは、取引に関する法の執行と採取を監視する制度の改善、および国内にすでにあるラミン備蓄品の登録、物々交換貿易に関連する問題の解決が必要とされている。また、全政府当局間でのCITES規制に関する認識の向上に加え、政府内の省庁ならびに機関、特に林野関係と貿易関係の省庁間の調整も強化する必要がある。

マレーシアでもCITES規制の認識と省庁間の連携強化は、優先課題である。半島部の違法荷揚げ拠点の摘発を強化し、マレーシアの自由貿易地域と物々交換取引の中心地がラミンの「ロンダリング」に利用されないようにする仕組みも必要である。さらに、ラミンがマレーシア原産であると確認するためのCITES等の適切な書類を決定する必要もある。

どちらの国についても、法施行機関間での情報交換の仕組みが緊急に必要であり、全関係機関が既存のあらゆる手続き、法律、規則、記録についての情報を共有すべきである。CITES 管理当局のデータと税関などの他の機関、統計、データ収集システムのデータの間に見られる取引数値の違いについても、生産量、国内取引量、二国間取引量の間で正確な照合が行えるよう、調整と改善を図る必要がある。インドネシア、マレーシア、シンガポールの間でラミンの関税率コードを調整し、ラミン製品が正しく識別され、記録されるようにする必要もある。



TRAFFIC Southeast Asia

TRAFFIC Southeast Asia



インドネシア、マレーシア、シンガポールの間で2004年4月に開かれた三カ国ワークショップでは、ラミンの取引規制、規制の実施、法の執行に関する見落とし点と弱点との取り組みに焦点を絞った。ワークショップに出席した三カ国政府代表は、ラミンの違法取引を防ぐための法執行における協力を強化し、CITESの効果的実施を推進するために、三カ国タスクフォースを設置することを約束した。タスクフォースの編成では、マレーシアが主導的役割を果たし、この重要なイニシアティブの下で、全関係国間での建設的な対話や本格的な関与、協力が続くものと期待されている。

国際取引規制の強化

「ラミン」という総称的な取引名でゴニスティルス属の様々な種が取引されるため、第13回締約国会議で討議する附属書II掲載では、ゴニスティルス属全種が対象とされる。ラミンについては特定の統一（HS）関税率コードがなく、様々な関税率分類コードによって取引が行われる。その結果、特に加工されている場合などは、税関当局での種の識別が困難である。国際取引の大半は、丸太や用材の形ではなく、半加工品または加工品の形でおこなわれるため、今回の提案には、すべての部分ならびに派生物も含まれる。

附属書II掲載により、ラミンの国際取引規制を強化する手段が増える。例えば、全CITES締約国（附属書IIIのような掲載国だけではない）が、合法的に取得された標本であることを確認すること、という基準が設けられている。

ラミンの附属書II掲載には、有害でないという確認の義務づけなど、規制の実効性が増すという意義がある。確実な手法を使えば、国際的に容認できる持続的な採取ならびに取引割当量の設定も、それによって促進される。インドネシアでラミンの輸出を承認された唯一の伐採権では、承認プロセスの一環として、有害でないことを確認する作業をすでにしている。ラミンの国ごとの輸出割当量は、そのような有害でないことの確認に基づき設定される。マレーシアは現在、有害でない確認を実施していないが、同国では全体的に持続的な林業が進んでおり、それを実施するために十分な森林経営の枠組みが存在する。

また、附属書II掲載は附属書III掲載よりも広くワシントン条約締約国によって理解され、実施されているため、より厳格で幅広く、より一貫性のある実施が可能になるものと思われる。附属書IIに掲載することで、ラミン資源を管理するための規制、プロセス、手段、情報を政府に提供できる。それは、三カ国ラミン・タスクフォースの活動など、非持続的または違法採取ならびに取引と取り組むために実施中の活動を、補足かつ支援し、ラミン製品の合法的な出所と持続的な取引について、消費者からの信頼を得るという効果を上げる。

TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, works to ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature.

For more information, please contact
TRAFFIC Southeast Asia
Unit 9-3A, 3rd Floor, Jalan
SS23/11, Taman SEA
47400 Petaling Jaya, Selangor,
Malaysia

Tel: +603 7880 3940
Fax: +603 7882 0171
Email: tsea@po.jaring.my

TRAFFIC International
219 Huntingdon Road
Cambridge CB3 0DL
United Kingdom

Tel: +44 1223 277427
Fax: +44 1223 277237

Email: traffic@traffint.org

TRAFFIC website:
www.traffic.org

TRAFFIC CoP13
Conference Room:
www.traffic.org/cop13

TRAFFIC

is a joint programme of



IUCN
The World Conservation Union